

DRMデータベースの利用手続きについて

- 自治体の道路管理者がDRMデータベースを使用する場合、当該の地方整備局等（北海道開発局・沖縄総合事務局を含む）に「デジタル道路地図データベース利用申請書」を提出、使用承諾を得ることにより無償利用が可能となります。
- 自治体の申請者は道路管理を行う部署である必要はありませんが、申請書から道路管理に係わる事であることが確認でき、地方整備局等の承諾書が得られていることが無償提供の条件となります。

利用手続きの詳細につきましては、お手数でもお問い合わせ下さい。

